

**答 申 書**  
**( 答 申 第 4 7 号 )**  
**平成 1 3 年 1 2 月 1 9 日**

---

1 審査会の結論

株式会社 〇〇〇〇 に係る北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）に基づく業務規程変更承認申請書に添付された取締役会議議事録に記録されている選定された利害関係者及び被意見聴取者名を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、株式会社 〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）に係る平成12年12月1日付けで北海道地方卸売市場条例（以下「市場条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、本件法人から北海道知事（以下「実施機関」という。）に提出された業務規程変更承認申請書（北海道地方卸売市場条例施行規則（昭和46年北海道規則第115号。以下「市場規則」という。）別記第6号様式）に添付された取締役会議議事録である。

本件公文書には、開催日時、開催場所、出席した取締役氏名、選定された利害関係者及び当該利害関係者の代表として意見を聴取された個人名（以下「被意見聴取者名」という。）などが記録されている。

本件法人は、〇〇〇〇地方卸売市場（以下「本件市場」という。）の開設者であり、卸売業者であるが、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）が平成11年7月に改正されたことに伴い、売買取引の方法を変更する必要があることから、市場条例第3条第1項第4号に規定する業務規程の変更に該当することから、業務規程変更承認申請書の添付書類として本件公文書を実施機関に提出したものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち選定された利害関係者については、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、また、被意見聴取者名については、同項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして、一部開示決定処分をしており、異議申立人が本件公文書の非開示部分の取消しを求めていることから、当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報で

あって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 市場条例では、卸売市場の開設者が業務規程の変更の承認を申請しようとするときは、卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならないと規定されており、本件法人の場合、本件市場の買受人から3名を利害関係者として選定し意見聴取を行った。

実施機関によれば、利害関係者を本件法人にあっては、いわゆる顧客の中から選定したため、これを開示すると、だれが顧客であるかが明らかになり、また、利害関係者の選定は、法人の内部管理上の事項に関する情報であって、経営戦略上の観点からなされており、選定された利害関係者を開示することにより、同業他者に顧客を奪われる可能性があるなど、本件法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれる旨主張する。

ウ 確かに、利害関係者としてだれを選定するかは法人の内部管理上の事項に属する情報であり、買受人等の顧客に関する情報は法人の営業上の事項に属する情報であるが、2号情報に該当するためには、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位等が不当に損なわれると認められる情報に該当することが必要である。そして、当該法人の競争上又は事業運営上の地位等が不当に損なわれると認められるか否かは、法人の事業の性格、事業活動における当該情報の位置付けなどから客観的に判断すべきであると考えられる。

エ 市場法は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的としており、卸売市場は、産地から生鮮食料品等を集荷し、効率的に分荷して配送する集分荷・物流機能を有するなど、公益的役割を担っている。

また、道においては、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、道民生活の安定に資することを目的に、地方卸売市場関係の助成や融資制度を設けるとともに、許認可や指導等を行っている。

市場条例第17条第2項は、開設者が同条例第3条第1項第3号から第6号の規定に係る業務規程の変更の承認を申請しようとするときは、市場規則で定めるところにより選定した卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならないと定めており、利害関係者の選定は、市場規則第6条の2の規定により、意見を述べることに付いて正当な理由を有する者のうちから開設者が指名することとされている。

さらに、開設者は、意見聴取の方法として、市場における売買取引に関し必要な事項を審議するために設置することができることとされている市場取引委員会の意見を聴くことも認められており、市場条例第17条の2第2項は、同委員会は業務規程の変更に関し、及び当該地方卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることを旨規定している。

卸売市場の公益性や上記規定を総合的に勘案すれば、開設者に対し、業務規程の

変更承認申請前に利害関係者の意見を聴取することとしている趣旨は、「市場における公正かつ効率的な売買取引を確保するため」であると解することが相当である。

オ 卸売市場の開設者が業務規程の変更にあたって、工で述べた利害関係者の意見を聴取することとしている趣旨からすれば、民営の市場開設者であっても、公正かつ効率的な売買取引が必要なことから利害関係者の意見を聴くのであって、実施機関が主張するように、私企業としての経営戦略上の観点から意見聴取を行ったと考えることは抽象的には理解できるとしても、卸売市場の公益的役割を考慮すると、実施機関の主張は十分とはいえず、認めることはできない。

カ 実施機関は、選定された利害関係者を開示した場合、本件法人が同業他者に顧客を奪われる可能性を主張するが、可能性だけの主張であり、具体的な理由の説明等もないことから、本件法人の事業運営上の地位等が不当に損なわれるとはいえず、ほかに本件法人の事業運営上の地位等が不当に損なわれることをうかがわせるに足りる資料等の提出もない。

なお、実施機関は、当審査会の答申第29号（平成12年6月5日）において、買受人の名簿は法人の顧客名簿であり、販売戦略上の重要な情報であるとして2号情報に該当すると判断していることから、本件においても、選定された利害関係者が買受人であることを理由として答申第29号と同様である旨主張するが、当該顧客名簿は本件市場の買受人全員の名簿であることなどを考慮して判断されたものである。

しかし、本件の場合、本件市場における買受人の総人数33名のうち3名が利害関係者として選定されたものであり、買受人の一部の者であることから、答申第29号と同様に判断することはできない。

キ 以上のことからすれば、選定された利害関係者を開示したとしても、本件法人に実施機関が主張するような不利益が具体的に生ずることは、本件において提出された資料等によって認めることはできず、本件法人の競争上又は事業運営上の地位等が不当に損なわれるとまでは認められない。

したがって、選定された利害関係者は、2号情報には該当しないと判断する。

#### (4) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、被意見聴取者名は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、非開示情報に該当する旨主張する。

ウ 実施機関の説明によれば、選定された利害関係者は団体であり、被意見聴取者名は当該団体の代表として出席した個人名であるとしているが、本件の場合、選定された利害関係者はすべて有限会社であり、被意見聴取者名は当該法人の取締役であることが認められる。

ところで、(3)のキで述べたとおり、選定された利害関係者が開示されることによって、当該法人名が明らかとなり、有限会社の取締役氏名は商業登記法（昭和38年

法律第125号)第10条の規定により何人でも閲覧できる情報であるので、被意見聴取者名については秘匿の利益を失うことになることから、通常他人に知られたくないと認められる情報とはいえ、1号情報には該当しないと判断する。

以上のことから結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成13年7月11日	諮問書の受理 実施機関から関係書類( 諮問文、 異議申立書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 公文書一部開示決定通知 書の写し、 公文書開示請求書の写し、 対象公文書の写し ) の提出
平成13年7月12日	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成13年9月3日 ( 審査会第一部会 )	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人からの意見陳述
平成13年10月22日 ( 審査会第一部会 )	実施機関から「 地方卸売市場の業務規程変更申請の 手続の流れ」と題する書面の提出 審議
平成13年11月19日 ( 審査会第一部会 )	審議
平成13年12月10日 ( 審査会第一部会 )	審議
平成13年12月19日 ( 第44回審査会 )	答申案審議
平成13年12月19日	答申

異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過

- (1) 平成13年4月23日 本件開示請求
- (2) 平成13年5月8日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成13年6月26日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、「業務規程に規定する事項の変更には、利害関係者の意見を聴かなければならない。」と法律及び条例にある。よって、意見を聴取した利害関係者の卸売業者・買受人・その他の利害関係者の別、商号及び出された意見並びにそれが聴取した経緯について開示されるべきである。

3 実施機関の説明の要旨

(1) 非開示理由

ア 条例第10条第1項第2号の該当性について

本件公文書に記載されている情報のうち、当該法人が誰を利害関係者として選定したかは法人の内部管理上の事項に関する情報であり、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものである。

したがって、本件公文書に記録されている情報のうち、選定された利害関係者については、本号に規定する非開示情報に該当するものである。

イ 条例第10条第1項第1号の該当性について

本件公文書に記載されている情報のうち、被意見聴取者名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。

したがって、本件公文書に記録されている情報のうち、被意見聴取者名については、本号に規定する非開示情報に該当するものである。

(2) 不服申立理由に対する反論

不服申立人は、「業務規程に規定する事項の変更には、利害関係者の意見を聴かなければならない。」と法律及び条例にある。よって、意見を聴取した利害関係者の卸売業者・買受人・その他の利害関係者の別、出された意見並びにそれが聴取した経緯について開示されるべきである旨主張する。

しかしながら、法律、条例等で義務づけられた行為であっても、それを理由にすべてが開示されるべきものではなく、意見を聴取した利害関係者の別については、(1)の

非開示理由のとおり、非開示情報に該当するものである。

また、不服申立人は、「出された意見並びにそれが聴取した経緯について開示されるべきである」と主張しているが、非開示にした部分にその記載はなく、不服申立人の主張には理由がないものである。